

令和3年度寒河江市新生活様式対応支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の飲食店等が新型コロナウイルス感染症の感染予防策を取り入れた新しい生活様式に対応することを目的に実施する環境整備事業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に有する施設等で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定による許可を受け事業を営んでいる者又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による許可を受け事業を営んでいる者であること。
- (2) 令和2年以前から事業収入を得ており、確定申告若しくは住民税申告を行っている事業者（新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告又は住民税申告が未済の場合は申告後に申請するものとする。）又は令和3年1月以降に創業し、申請時点で寒河江市商工会の会員である事業者であること。
- (3) 現に営業活動を行っており、今後も経営を継続する意思のある事業者（行政からの営業自粛要請により休業中のものも含む。）であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。

- (5) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (6) 市税等に滞納がない又は納税相談をしていること。
- 2 前項第1号における「施設等を有する」とは、事業用の家屋等を所有又は賃貸借契約を締結していることとする。
- 3 複数の法人及び個人事業者の所在地が同一の建物で、かつ、代表者が同一人物、親子又は配偶者である場合は、1事業者とみなし、代表する1事業者からの申請のみを受理するものとする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、令和3年3月27日から令和4年3月15日までの間に、山形県新型コロナ対策認証制度の認証を受けた施設等について新型コロナウイルスの感染予防対策を講じるために行う事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第1に掲げるものとする。この場合において、消費税及び地方消費税の額は、補助対象経費に含めないものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消耗品は、補助対象経費の額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）又は別表第1に掲げる補助上限額のいずれか低い額とする。
- (2) 設備等及びテイクアウト・デリバリー導入等は、補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じた額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

てた額)又は別表第1に掲げる補助上限額のいずれか低い額とする。

- (3) PCR検査等は、補助対象経費の額に2分の1を乗じた額(千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額)又は別表第1に掲げる補助上限額のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の交付は、同一施設等に対して1回を限度とする。ただし、PCR検査等費用は、この限りではない。

(補助金交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費を支出した後において、令和4年3月15日までに、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市新生活様式対応支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて、補助事業計画等について寒河江市緊急経済対策事業実行委員会の確認を得たうえで、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
 - (2) 補助対象経費の内容がわかる領収書等の写し
 - (3) 設備改修箇所、購入等物品設置後の写真(別表第1の消耗品を除く。)
 - (4) 補助金振込先口座の通帳の写し
 - (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象経費について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた助成金等により実施する場合を含む。)する他の制度及び県又は市が実施する他の制度と重複しての申請はできないものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、速やか

に交付すべき補助金の額を確定し、規則第8条の規定にかかわらず、寒河江市新生活様式対応支援事業費補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、寒河江市新生活様式対応支援事業費補助金交付不承認決定通知書（様式第4号）により、その旨及び理由を明示し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第6条の規定による申請をもって、実績報告に代えるものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、補助金の一部又は全額を返還させることができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業において取得した物品を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 市長の承認を受けないで、補助対象事業において取得した物品を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（帳簿等の保管）

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第23条の適用を受けるものは、この要綱による補助金の交付を受け取得した取得価格40万円未満の機械及び器具を除いた財産とする。

- 2 規則第23条のただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐

用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過している期間とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

別表第 1

区分	補助対象の例	補助額上限	補助率
消耗品	マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液、アルコール除菌ウェットティッシュ、ペーパータオル等	5 万円	10/10
設備等	自動水栓、セルフレジ、換気扇、空気清浄機、エアコン（換気機能又は空気清浄機能付きの機種に限る。）、紫外線殺菌装置、サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器、パーテーション、アクリル板、非接触型体温計、消毒液設置用ポンプスタンド、三密対策のための店内レイアウト変更工事	1 5 万円	1/2
テイクアウト・デリバリー導入等	メニュー試作開発、容器開発に伴う原材料・設計・デザイン、容器代、ホームページの改修、広報広告等		
PCR 検査等	医療機関での検査費用（一人 1 回）	15,000 円	1/2
上記の他、市長が特に必要と認めるもの			